

吸収合併に関する事後開示書類

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2023 年 4 月 7 日

株式会社フェイス

2023年4月7日

吸収合併に関する事後開示事項

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566-1
井門明治安田生命ビル
株式会社フェイス
代表取締役社長 平澤 創

株式会社フェイス（以下「フェイス」といいます。）は、2023年1月31日付で株式会社フェイス・ワンダワークス（以下「FWW」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2023年4月1日を効力発生日として、フェイスを吸収合併存続会社、FWWを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」といいます。）を行いました。

本件吸収合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2023年4月1日

2. 吸収合併消滅会社における法定の手続の経過に関する事項

(1) 差止請求

FWWは、フェイスの完全子会社であったため、差止請求について該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

FWWは、フェイスの完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求について該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

FWWは、新株予約権を発行しておりませんでしたため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

FWWは、2023年2月1日付で官報に公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定の手続の経過に関する事項
 - (1) 差止請求
本件吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づく簡易合併に該当するため、差止請求について該当事項はありません。
 - (2) 反対株主の買取請求
本件吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易合併に該当するため、反対株主の株式買取請求について該当事項はありません。
 - (3) 債権者の異議
フェイスは、2023 年 2 月 1 日付で官報に公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項
別添の通りです。

5. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項
フェイスは、効力発生日をもって、FWW の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日
本件吸収合併による変更の登記は、2023 年 4 月 14 日までに行う予定です。

7. その他吸収合併に関する重要な事項
該当事項はありません。

以 上

吸収合併に関する事前開示書類

(吸収合併存続会社／会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める書面)

(吸収合併消滅会社／会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2023 年 2 月 1 日

株式会社フェイス

株式会社フェイス・ワンダワークス

2023年2月1日

吸収合併に関する事前開示事項

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566-1
井門明治安田生命ビル
株式会社フェイス
代表取締役社長 平澤 創

東京都港区南青山六丁目 10 番 12 号
フェイス南青山
株式会社フェイス・ワンダワークス
代表取締役社長 中西 正人

株式会社フェイス（以下「フェイス」といいます。）は、2023年1月31日付で株式会社フェイス・ワンダワークス（以下「FWW」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2023年4月1日を効力発生日として、フェイスを吸収合併存続会社、FWWを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」といいます。）を行うこととしました。

なお、本件吸収合併は完全親子会社間の無対価合併につき、フェイスにおいては会社法第796条第2項に定める簡易合併、FWWにおいては会社法第784条第1項に定める略式合併です。本件吸収合併に関する事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容
別紙1「吸収合併契約書」のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項
完全親子会社間の合併につき、本件吸収合併において合併対価の交付は行いません。
3. 合併対価について参考となるべき事項
該当事項はありません。
4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項
該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

【フェイス：吸収合併存続会社】

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

フェイスは、有価証券報告書及び四半期報告書を近畿財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の掲示書類に関する電子開示システム(EDINET)によりご覧いただけます。

(2) 最終事業年度末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等

該当事項はありません

(3) 最終事業年度の末日後に生じた、重要な後発事象

該当事項はありません。

【FWW：吸収合併消滅会社】

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2をご覧ください。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた、重要な後発事象

該当事項はありません。

6. 債務の履行の見込みに関する事項

本件吸収合併の効力発生日以後のフェイスの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件吸収合併の効力発生日以後も、フェイスの収益及びキャッシュフローの状況について、フェイスによる債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。

したがって、本件吸収合併効力発生日以後におけるフェイスの債務の履行の見込みはありと判断しております。

7. 事前開示開始後の上記各事項の変更

本事前開示開始日以降、上記事項に変更が生じたときは、直ちに開示いたします。

以 上

合併契約書(写)

株式会社フェイス(以下、「甲」という。)と株式会社フェイス・ワンダワークス(以下、「乙」という。)とは、以下のとおり合意し、合併契約書(以下、「本契約」という。)を締結する。

第 1 条 (合併の方法)

甲および乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下、「本件合併」という。)を行う。

第 2 条 (商号および住所)

本件合併にかかる吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社の商号および住所は、それぞれ以下のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社 (甲)

商号：株式会社フェイス

住所：京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566-1 井門明治安田生命ビル

(2) 吸収合併消滅会社 (乙)

商号：株式会社フェイス・ワンダワークス

住所：東京都港区南青山六丁目 10 番 12 号 フェイス南青山

第 3 条 (合併の効力発生日)

本件合併の効力発生日は 2023 年 4 月 1 日(以下、「本件効力発生日」という。)とする。ただし、甲および乙は、合併手続進行上の必要性その他の事由により、両者協議のうえ、これを変更することができる。

第 4 条 (金銭等の交付)

甲は乙の発行済み株式の全部を所有しているため、本件合併により、甲は甲の株式を含む金銭等の交付を行わない。

第 5 条 (資本金および準備金等)

本件合併により、甲の資本金および資本準備金の額は増加しない。

第 6 条 (手続)

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易合併として、本契約につき株主総会の承認

- を得ることなく本件合併を行うものとする。
2. 乙は、会社法第 784 条第 1 項に規定する略式合併として、本契約につき株主総会の承認を得ることなく本件合併を行うものとする。

第 7 条（合併財産の承継）

甲は、本件効力発生日において、乙の資産、負債およびその他権利義務の一切を承継する。

第 8 条（従業員引継ぎ）

甲は、効力発生日において乙が雇用している従業員全員を引き継ぐものとし、甲および乙双方の従業員の労働条件の相違に関しては、必要に応じて、甲乙協議のうえ、調整する。

第 9 条（会社財産の管理等）

甲および乙は、本契約締結後本件効力発生日前日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行および財産の管理、運営を行い、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議し、合意のうえ、これを行う。

第 10 条（変更）

本契約締結の日から本件効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産状態・経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議の上、本契約を変更し、または本契約を解除することができる。

第 11 条（本契約の効力）

本契約は、甲または乙が会社法上もしくは法令に定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

第 12 条（協議）

本契約に定めのない事項、または本契約の条項の解釈に疑義が生じた場合、甲乙誠意をもって協議し、これを解決する。

(以下余白)

本契約締結の証として、本書 1 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲が原本を、乙がその写しを保有する。

2023 年 1 月 31 日

甲： 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566-1
井門明治安田生命ビル
株式会社フェイス
代表取締役社長 平 澤 創

乙： 東京都港区南青山六丁目 10 番 12 号
フェイス南青山
株式会社フェイス・ワンダワークス
代表取締役社長 中 西 正 人

決算報告書

第 23 期

自 令和 3年 4月 1日

至 令和 4年 3月31日

株式会社フェイス・ワンダワークス

貸借対照表

令和 4年 3月 31日 現在

(単位：円)

株式会社フェイス・ワンダワークス

資産の部

【流動資産】

普通預金	544,763,363
売掛金	149,171,359
前払費用	64,067
未収入金	22,319
立替金	9,075,257
貸倒引当金	263,000

流動資産合計

702,833,365

【固定資産】

【投資その他資産】

出資金	3,859,000
投資その他資産合計	3,859,000

固定資産合計

3,859,000

資産合計

706,692,365

負債の部

【流動負債】

買掛金	46,330,242
未払金	7,980,237
未払費用	10,258,092
預り金	475,161
未払法人税等	696,200
未払消費税	2,189,700

流動負債合計

67,929,632

【固定負債】

退職給付引当金	12,410,310
---------	------------

固定負債合計

12,410,310

負債合計

80,339,942

純 資 産 の 部

【 株 主 資 本 】

【 資 本 金 】

100,000,000

【 資 本 剰 余 金 】

資 本 準 備 金

100,000,000

そ の 他 資 本 剰 余 金

432,400,000

資 本 剰 余 金 合 計

532,400,000

【 利 益 剰 余 金 】

【 そ の 他 利 益 剰 余 金 】

そ の 他 利 益 剰 余 金

798,424,771

繰 越 利 益 剰 余 金

792,377,194

そ の 他 利 益 剰 余 金 合 計

6,047,577

利 益 剰 余 金 合 計

6,047,577

株 主 資 本 合 計

626,352,423

純 資 産 合 計

626,352,423

負 債 ・ 純 資 産 合 計

706,692,365

損 益 計 算 書

自 令和 3年 4月 1日
至 令和 4年 3月 31日

(単位：円)

株式会社フェイス・ワンダワークス

【 売 上 高 】		626,541,005	
【 売 上 原 価 】			
委 託 料 (原)	551,356,081		
合 計	551,356,081	551,356,081	
売 上 総 利 益		75,184,924	
【 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 】			
給 与 手 当	30,000		
法 定 福 利 費	94,132		
福 利 厚 生 費	116,889		
消 耗 品 費	28,750		
通 信 費	1,419		
租 税 公 課	10,814		
支 払 手 数 料	305,385		
業 務 委 託 費	6,157,318		
顧 問 料	1,460,000		
回 収 代 行 手 数 料	64,981,695		
見 積 回 収 代 行 手 数 料	2,327,679		
諸 会 費	2,500		
貸 倒 損 失	905,946	71,767,169	
営 業 利 益		3,417,755	
【 営 業 外 収 益 】			
受 取 利 息	5,619		
雑 収 入	2,800	8,419	
【 営 業 外 費 用 】			
雑 損 失	210	210	
経 常 利 益		3,425,964	
税 引 前 当 期 純 利 益		3,425,964	
法 人 税 等		697,057	
当 期 純 利 益		2,728,907	

販売費及び一般管理費明細書

自 令和 3年 4月 1日
至 令和 4年 3月 31日

(単位：円)

株式会社フェイス・ワンダワークス

給 与 手 当	30,000
法 定 福 利 費	94,132
福 利 厚 生 費	116,889
消 耗 品 費	28,750
通 信 費	1,419
租 税 公 課	10,814
支 払 手 数 料	305,385
業 務 委 託 費	6,157,318
顧 問 料	1,460,000
回 収 代 行 手 数 料	64,981,695
見 積 回 収 代 行 手 数 料	2,327,679
諸 会 費	2,500
貸 倒 損 失	905,946
合 計	71,767,169

株主資本等変動計算書

自 令和 3年 4月 1日
至 令和 4年 3月 31日

(単位：円)

株式会社フェイス・ワンダワークス

【 株 主 資 本 】

【 資 本 金 】 当期首残高及び当期末残高 100,000,000

【 資 本 剰 余 金 】

資 本 準 備 金 当期首残高及び当期末残高 100,000,000

そ の 他 資 本 剰 余 金 当期首残高及び当期末残高 432,400,000

資 本 剰 余 金 合 計 当期首残高及び当期末残高 532,400,000

【 利 益 剰 余 金 】

【 その 他 利 益 剰 余 金 】

そ の 他 利 益 剰 余 金 当期首残高及び当期末残高 798,424,771

繰 越 利 益 剰 余 金 当期首残高 789,648,287

当期変動額 当期純利益 2,728,907

当期末残高 792,377,194

利 益 剰 余 金 合 計 当期首残高 8,776,484

当期変動額 2,728,907

当期末残高 6,047,577

株 主 資 本 合 計 当期首残高 623,623,516

当期変動額 2,728,907

当期末残高 626,352,423

純 資 産 合 計 当期首残高 623,623,516

当期変動額 2,728,907

当期末残高 626,352,423

個 別 注 記 表

株式会社フェイス・ワンダワークス

重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

なお、当社は従業員数300人未満の小規模企業等に該当するため、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）により簡便法を採用しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

事業年度末日における発行済株式の総数 普通株式 32,500株